

日常生活用具一覧

種目	品 目	対象要件（概略）	年齢制限	性 能	耐用年数
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障がい２級以上又は難病患者等で寝たきりの状態の者	18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障がい１級（常時介護を要する者）又は難病患者等で寝たきりの状態の者	18歳以上	床ずれの防止や汚染、損耗を防止できるもの	5年
		療育手帳Ａ２以上若しくは下肢又は体幹機能障がい２級以上	3歳以上 18歳未満	マット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	
	エアーパット	下肢又は体幹機能障がい１級 下肢又は体幹２級と上肢２級で総合１級（常時介護を要する者）	なし	褥瘡防止のためのもので、エアーマットと送風装置のあるもの	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障がい１級（常時介護を要する者）又は難病患者等で自力で排尿できない者	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもの。	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい２級以上 （入浴に介助が必要な者）	3歳以上	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障がい２級以上（下着交換等に介助が必要な者）又は難病患者等で寝たきりの状態の者	学齢児以上	体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障がい２級以上又は同程度の難病患者等	3歳以上	天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい２級以上	3歳以上 18歳未満	付属のテーブルを付けるもの	5年
自立生活 支援用具	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障がい２級以上又は同程度の下肢・体幹機能障がいのある難病患者等	学齢児以上 18歳未満 （難病患者等は年齢制限無）	腕、脚等の訓練のできるもの	8年
	入浴補助用具	下肢や体幹機能に障がいがあり、入浴に介助を必要な者又は同程度の難病患者等	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの。設置に住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器（便座）	下肢、体幹機能障がい２級以上又は難病患者等で常時介護を要する者	学齢児以上	手すりの付いた腰かけのもの。取替えに住宅改修を伴うものを除く。	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢、体幹機能の障がいにより頻繁に転倒する者 療育手帳Ａ２以上又は精神障害者保健福祉手帳２級以上でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	なし	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3年
	Ｔ字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢、体幹機能に障がいがあり、つえにより歩行が可能になる者	なし		3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能若しくは下肢、体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動に介助が必要な者又は同程度の難病患者等	3歳以上	手すり、スロープ等 ただし、設置に住宅改修を伴うものを除く。	8年
	テーブルリフト	下肢又は体幹機能障がい２級以上で、車いすを常用する者	学齢児以上	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種	5年
	特殊便器	療育手帳Ａ２以上で訓練を行っても、自ら排便後の処理が困難な者又は上肢障がい２級以上若しくは同程度の難病患者等	学齢児以上	温水温風が出るもの。ただし、取替えに住宅改修を伴うものを除く。	8年
	環境制御装置	上肢又は下肢、体幹機能障がい２級以上	学齢児以上	複数の家電製品をリモコン１台で操作できるもの	5年
	火災警報器	療育手帳Ａ２以上又は身体の障がい２級以上 （火災発生の感知や避難が困難な障がい者のみの世帯）	なし	室内の火災を感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	8年
	自動消火器	療育手帳Ａ２以上若しくは身体の障がい２級以上又は同程度の難病患者等 （火災発生の感知や避難が困難な障がい者のみの世帯若しくは難病患者等のみの世帯）	なし	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火するもの	8年
	電磁調理器	視覚障がい２級以上又は療育手帳Ａ２以上	18歳以上		6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい２級以上	学齢児以上	設備のある信号機で歩行者用青信号の延長を行うことができるもの	10年

日常生活用具一覧

種目	品 目	対象要件（概略）	年齢制限	性 能	耐用年数
自立生活支援用具	音声標識ガイド装置	視覚障がい２級以上	学齢児以上	「歩行時間延長信号機用小型送信機」と一体となって使用できる受信機	5年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい２級以上	18歳以上	音、声音等を視覚、触覚等により知らせるもの	10年
	音声炊飯ジャー	視覚障がい者（視覚に障がいがある身体障がい児を含む）のみの世帯（操作に音声案内を必要とする者）	18歳以上	炊飯等のすべての機能の操作について音声で知らせる機種	5年
	音声ＩＣタグレコーダー	視覚障がいでの物の識別が困難な者	学齢児以上	携帯可能で、容易に操作できる機種	5年
	電子白杖	視覚障がいのある方	なし	センサー等により障害物等を感知できるもので、障がい者等が容易に使用できるもの	5年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい３級以上若しくは同程度の障がいのある方又は難病患者等で必要と認められる者	学齢児以上		5年
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい３級以上若しくは同程度の障がいのある方又は難病患者等で必要と認められる者 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	なし	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい３級以上若しくは同程度の障がいのある方又は難病患者等であって必要と認められる者	学齢児以上		5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上		10年
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい２級以上	学齢児以上		5年
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい２級以上	18歳以上		5年
	音声血圧計	視覚障がい２級以上	18歳以上		5年
	人工呼吸器	在宅療養をするにあたって人工呼吸器を必要とする筋ジストロフィー患者又は同程度の難病患者等	なし	在宅で使用できる機種（医療保険の対象となる場合は除く）	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由で、発声、発語に著しい障がいを有する者	学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能のあるもの	5年
	携帯用会話補助装置専用大型キーボード	「携帯用会話補助装置」の支給対象者のうち上肢機能障がい２級以上	学齢児以上	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力ができるようキーが大型化された機種	5年
	パーソナルコンピュータ デスクトップ型・ノートブック型・タブレット型（プリンタも含む。ただし同時に購入する場合に限る）	下記いずれかの要件を満たす者 ①言語・上肢障がい総合等級２級以上 ②視覚障がい２級以上 ③聴覚障がい２級以上 ④音声若しくは言語機能障がい４級以上 ⑤下肢若しくは体幹機能障がい２級以上	学齢児以上	モデム等の付設により通信が可能な機種	5年
	情報・通信支援用具	視覚障がい２級以上又は上肢機能障がい２級以上（パソコン等の操作が困難な者）	なし	パソコン等の使用を補助する周辺機器及びアプリケーションソフト等	5年
	点字ディスプレイ	意思伝達が困難な視覚障がい者（点字による意思伝達が可能な者に限る。）	学齢児以上	コンピュータの画面情報を点字により示すことのできるもの（持ち運びが容易で、外出先で入出力が可能で、点字編集機能を持つ機種を含む。）	6年
	点字器	視覚障がい者で、本装置により情報伝達や意思疎通等が可能になる者	なし		7年か5年
	点字タイプライター	視覚障がい２級以上（本人が就労・就学しているか、就労が見込まれる者）	なし		5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい２級以上	学齢児以上	音声等により操作ボタンが認識でき、録音並びに図書の再生が可能な製品	6年

日常生活用具一覧

種目	品 目	対象要件（概略）	年齢制限	性 能	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	電動ページめくり装置	上肢障がい２級以上	学齢児以上	電動により図書のページをめくる機種	5年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい２級以上	学齢児以上	文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声に変換するもの	6年
	視覚障がい者用音声読書機	視覚障がいで墨字本による読書が困難な者（専用機が必要な者に限る。）	学齢児以上	活字を読み取り、音声で読み上げる読書機（画像読み込み、文字認識、音声読み上げ等の機能が一体となった専用機に限る。）	5年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、拡大された画像をモニターに映し出せるもの	8年
	視覚障がい者用時計	視覚障がい２級以上	18歳以上		10年
	視覚障がい者用情報受信装置	視覚障がい２級以上	学齢児以上	AM/FMラジオ、地上デジタル放送及び緊急警報放送を受信することができるもの	6年
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に障がいを有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な者	学齢児以上	一般の電話に接続することができ、文字等により通信が可能な機器。ファクシミリ。	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	なし	聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもの	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者で、本装置により情報伝達や意思疎通等が可能になる者	なし	装置により音源を講音化するもの	4年（笛式） 5年（電動式）
	人工鼻	喉頭摘出による音声機能障がいを有する者	なし		1月
	色彩音声案内装置	視覚障がい者で物の色の識別が困難な者	なし	色を識別して、色名を音声で知らせるもの	5年
	視覚障がい者用歩行レコーダー	視覚障がいのある方	なし	携帯可能で、容易に使用できるもの	5年
支排泄用管具	収尿器	ぼうこう機能障がい者 下肢若しくは体幹機能障がい２級以上で排泄機能障がいを伴う者	なし	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製	1年
	ストマ用装具	直腸機能及びぼうこう機能障がい	なし	ストマ用品、洗腸用具（付属品を含む）	1月
	紙おむつ等	ストマのびらん等によりストマ用装具を装着する事が出来ない者	3歳以上		1月
		重度の障がい度で高度の排尿又は排便機能障がいがあり、紙おむつ等を必要とする者			
		重度の障がい度で排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等が必要な者（医師の診断書が必要）			
		療育手帳Ａ２以上で、排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等が必要な者（医師の診断書が必要） 特別障害者手当受給権者（65歳未満の者に限る）若しくは障害児福祉手当受給権者で意思の意見書により排尿又はお移設の意思表示が困難と認められる者			
改修費 住宅	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを有する者で３級以上の者又は同程度の難病患者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい２級以上の者）	学齢児以上	移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

※助成価格など詳しい内容については、お問合せください。